



たいせいグループ通信

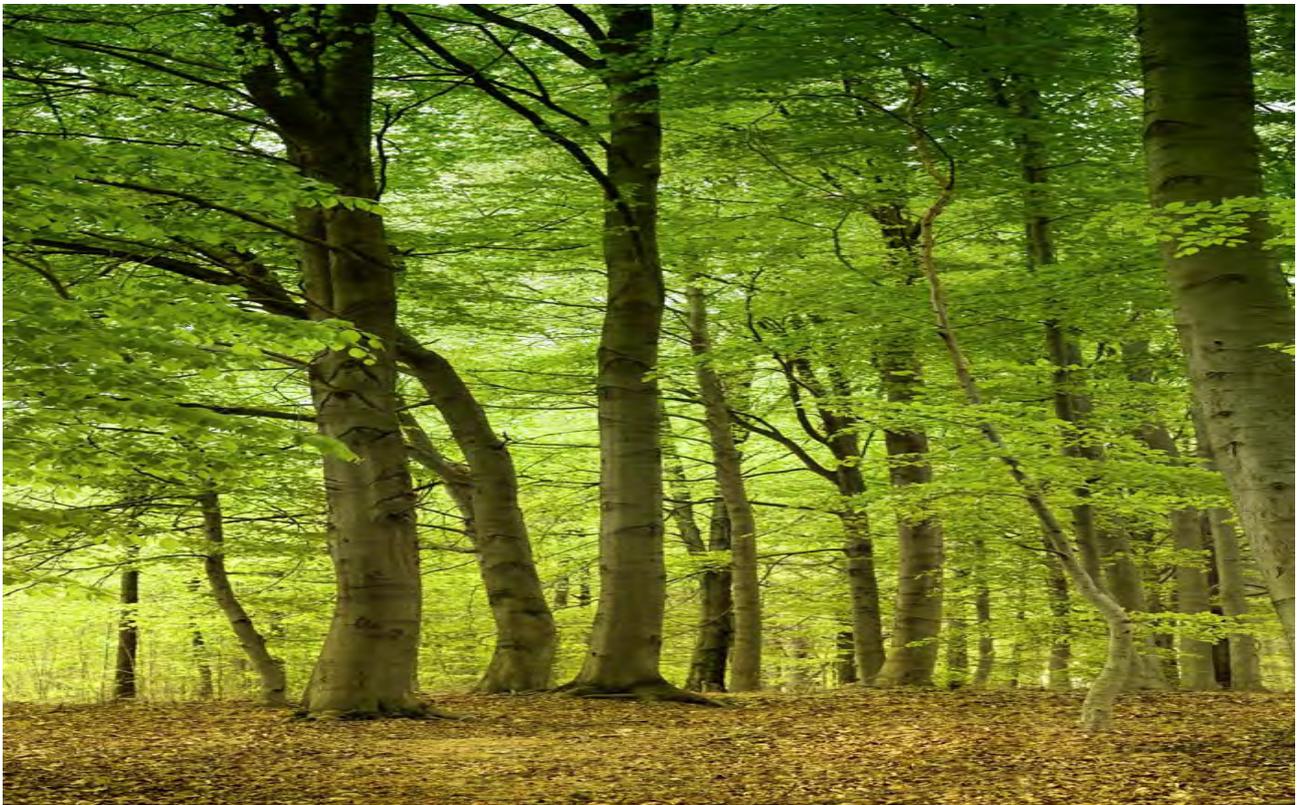


2011年5月号 VOL. 90

(株)大成経営開発 統括室発行
熊本市田井島 1-3-50
TEL096-377-1101
FAX096-377-1114

Contents

1. 社長室から、こんど~です
2. 経営まめ知識：『震災に想う・・・世界中の日本』について
3. FZC：「いまさら聞けない相続Q&A 国際結婚と熟年結婚」



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp> <http://www.taisei-tokyo.co.jp>
- ◆(株)エイビスアシエイツ・・・・・・ 記帳代行、給与計算 <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)船井財産コンサルタンツ熊本・・・企業再生、相続、不動産 <http://www.fzc-souzoku.com>
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www.14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所 飛石税理士事務所 今井税理士事務所 高木社会保険労務士事務所 竹馬社会保険労務士事務所
社会保険労務士 秋岡事務所 URABE 社会保険労務士事務所 村上司法書士事務所 的場土地家屋調査士事務所
行政書士法人 エド・ヴォン

社長室から、こんど~です



ゴールデンウィークも終わり、弊社は、またまた確定申告に次ぐ繁忙期がスタートしました。みな、戦闘態勢に入っております。皆様、お休みはいかがお過ごしでしたでしょうか？また、お休みが稼ぎ時の皆様、業績はいかがでしたか？今年は、例年とは違い、地震の影響で盛り上がりなかった所が多かったような気がしますが、私は、大阪の通天閣を見たり、くし揚げを食べて楽しむことができました。

今月は、ちょっと面白いお話です。

ある事をきっかけに、以前読んだ本を思い出しました。きっかけは、先月23日に我らが税理士、清永先生の結婚式に出席したことです。

とても、アットホームな楽しい披露宴でした。あらためて、喜ぶ人の顔を見るのはいいな~と心から思い、人は幸せになるために生まれてきていると納得しました。

以前、読んだ本の内容をご紹介します。

昔むかし、一人の鍛冶屋がいました。

ある日曜日の朝、村の教会の入口の前で、近所の男たちとおしゃべりをしているうち、「礼拝が済んで奥さんたちが出てきたら、おいらは一番美しい女にキスをする」と言い出しました。

「そんなこと、できるもんか」「いや、絶対にやってみせる」「なら、賭けるか？」

「よーし、賭けてもいい」

こうして賭けが決まりました。礼拝がすみ、女たちが出てきました。

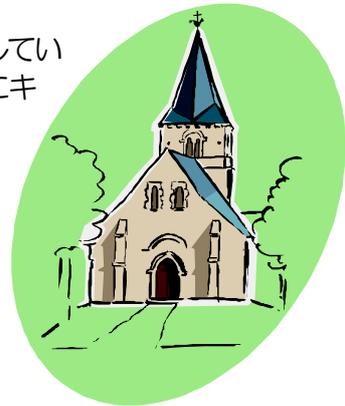
その群れの中へ、鍛冶屋が進んでゆきます。「ハテ、誰と？・・・」と好奇心をもって見ていると、なんと鍛冶屋は、

自分のおかみさんをつかまえてキスをしたのでした。

賭けをした男たちは、「これじゃ、鍛冶屋の勝ちとは言えないぞ」と不平に思いました。だって、彼のおかみさんはお世辞にも、一番美しいとは言えなかったのですから。しかし、鍛冶屋は言いました。

「おいらのかみさんがベッピンでないことくらい、チャント知ってるさ。だけど、おいらにとってはやっぱり、この女がいちばんきれいなんだよ。だからキスしたのさ」

「自分の女房がいちばんかわいい」こんなお話でした。



ずっと一緒に暮らしていれば、空気のような存在になってしまって、その美しさもありがたみも、まるで意識されなくなる。夫や妻にかぎらず、常に身近に存在する人や物の価値は分からなくなってしまうことが普通です。空気の効用が意識されにくいのも同じことで、そのぶん「幸せを感じる心根」が鈍ってくることにもなります。身近にいる人や物の価値を見直し、大切にしましょう。そうしないと感謝とは反対の不平不満ばかりが出てきます。

『大切なものほど、見る気がなければ一生見えない』こんな事に気づいてくださいと言う意味ではないかと思えます。お陰様で、また改めて本を読み、生き方の勉強をしました。

季節の変わり目は体調も崩しやすくなります。どうぞご自愛ください。ありがとうございました。

(株)大成経営開発社長 近藤 記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記

熊本：<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/s-blog>

東京：<http://www.taisei-tokyo.co.jp/blog/p-blog>

経営まめ知識：『震災に想う・・・世界中の日本』について

今般、発生した東日本大震災から2カ月以上経ちました。しかし、今でも、福島原発問題や行方不明者の問題は片付いていません。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、経済への悪影響が叫ばれる今日において、中小企業をお客様とする私たちは、改めてこの難局を乗り切るために、ご支援をしなければならぬと思います。

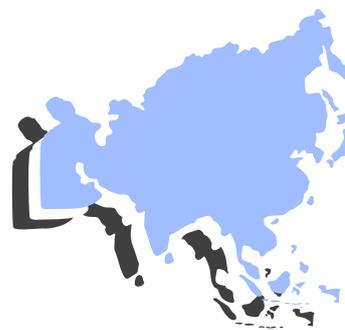


今月は、震災の影響で弱気になっている日本人を元気づけるお話にしてみたいと思います。それは世界の人が、日本をどの様に見ているかという事についてです。私感をお話しする前に、今、ベストセラーの本がありますので、皆様へお勧めしたいと思います。竹田恒泰著書で『日本人は、なぜ世界で一番人気があるのか』というタイトルの本です。いま日本人が忘れてしまったものを彷彿とさせ、自信を与えてくれる本です。詳細は、本書に譲るとして、

ご一読いただければ、お勧めする理由がお分かり頂けると思います。

最近、日本国内やアジア方面を出張し、つくづくと思う事があります。私自身10年前までは、北米やヨーロッパに興味があり、また出向いていました。しかし、この10年間は、断然、仕事としてアジアです。

世界中を旅する中で、日本ほど素晴らしい国はないと想っています。そして、この時代に、日本に生まれてきただけでも幸せである事が分かります。日本人は、歴史的にみて数千年の長きに渡り、実質的に単一民族です。また、一度の敗戦の経験はありますが、独立国家として今現在も存在している国は地球上で日本だけです。その上に島国という事が、紛争上も生活上も重要な意味を持つ恵まれた国なのです。



天皇制・武士道の精神・戦後の復興・食の文化・モノづくりの文化・和の精神・アニメや漫画といったニューカルチャーなど世界から注目を集めるばかりでなく、世界で一番人気がある国なのです。さらに、世界中のアンケート調査によると、世界で一番印象がいい国民は、日本人とカナダ人になっています。

国際貢献やODAについても、日本は、『金は出すけれども人は出さない』とマイナス思考で消極的に考えていると思います。また、マスコミもこの様な報道ばかりしていました。しかし、これは先進国やお金を出した国の言うことであり、お金を出して頂いた国からは違った評価がなされています。日本の場合『金を出しても口も出さない。』最低限の条件は付けても、他国の様に色々の事で強要や文句を言わない。その国の自律性と独立性に任せてくれるという事だそうです。

今回の震災における諸々の対応では、日本人個人の素晴らしさとこの国のリーダーのふかいなさが世界中のニュースで流れています。昔の日本人は、毅然として潔く個性があり道理を通していたのではないかと思います。今こそ、この状況を嘆くのではなく、一人ひとりが、もっともっと世界に目を向けて、世界からの評価、世界が発信している情報を得て、自信を持って欲しいと思います。そうする事で必ずや日本人個人と企業は復興すると思います。是非、みなさんも『日本人は、なぜ世界で一番人気があるのか』を読んでみてください。世界からの評価が見えてきて、日本人としての誇りと自信が持てると思います。そんな皆様のご健闘を祈ります！！

(東京事務所にて 大成経営コンサルティンググループ会長 石本 記)



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-go.co.jp/blog>

FZC：「いまさら聞けない相続Q&A 国際結婚と熟年結婚」



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

相続に関するお仕事をさせていただき、十数年。近年、そのご相談内容は、少し前とは、変わってきているなど感じる今日この頃、このようなご相談がありました。

Q1

国際結婚・・・外国人の夫を亡くし、夫は、母国、アメリカに不動産などの財産があるようです。相続は、どうするのでしょうか？

まず、お二人とも、日本に住んでおられ、外国に財産がある場合には、日本の税法等に基づいて相続が行われます。ただ、夫(被相続人)の遺族が、外国に住んでいると、話し合いなどに手間がかかる事が、ありますし、本国の財産の確定や、評価額に手間がかかることがあります。逆に、お二人とも、外国に住んでいる場合には、日本の法律を適用する事はありません。あくまで、住んでいる国の法律に準拠して相続手続きが行われます。アメリカ・オーストラリア・カナダのような連邦制を取っている国は、州によって法律が異なりますので、国際結婚をされる場合は、事前に本国の法律を調べておく事をされても良いかなと思われま

Q2

熟年結婚・・・再婚一年目に父親が他界、再婚者に相続権を主張されていますが、結婚一年目でも、相続する事は出来るのでしょうか？

婚姻期間が一年未満であっても、配偶者には、財産の二分の一を相続する権利があります。

もし、父親の再婚に反対されていたという事であれば、当然、納得できる事ではないような法律ですね。しかし、相続権を主張されたら、どうする事も出来ないのも事実。再婚者に子供がいて、その子を認知されている事になれば、相談者はもっと混乱される事でしょう。では、せめて再婚する前、お互いの財産は、お互いの子供に相続させるという遺言書(公正証書遺言書)を作成してから、再婚。という流れでトラブルを避ける事が最善の策だと思います。

“困らないと相談しない。”私もそうですが、わかっちゃいるけど、事前に相談とは、なかなかいかないものです。当然、事が起こった場合、対処法がある場合もあります。私共は、普段気が付かない、今後のトラブルに、このような、通信を通じて発信し、皆様に“もしかしたら・・・”に気付いていただければ幸いです。

相続に関するご相談は・・・

株式会社 船井財産コンサルタンツ熊本

担当：岡村

お問い合わせ 096-377-1106

ホームページ 九州相続相談センター で検索



編集後記：五月病という言葉も今年は震災の影響であまり聞かれませんが、皆様、エネルギー不足になっておられませんか？自分の自由な時間を持つ（作る）、自分のやってきたことの成果、反響を確かめる、散歩して美味しい空気を吸うといったことは、自分で何かやってみようという気持ち（エネルギー）を高めるのに効果的だそうです。疲れを感じたときには、ぜひ、お試し下さい。